

# News Letter

2023年

5月

中国四国農政局  
山口県拠点

## 子実とうもろこしの増産を目指して 豊作を願い播種（春播き）がスタート

令和5年4月11日（火）、山口市秋穂二島において、「山口市子実コーン地域内循環型生産・出荷協議会」（以下「協議会」という。）主催の飼料用子実とうもろこし（以下「子実とうもろこし」という。）の播種実演会（春播き）が開催されました。

始めに、協議会の技術顧問（栽培担当）であるパイオニアエコサイエンス（株）飼料・穀物種子事業部西日本事業所の大畑親一所長から子実とうもろこしの現状などについて説明があり、その後、協議会員による播種の実演が行われました。



播種実演会（春播き）での播種の様子

山口市（以下「市」という。）では水田活用の新たな品目として注目されている、子実とうもろこしの生産に力を入れています。平成31年に子実とうもろこしの生産から販売までのマネジメントを行う組織として協議会を設立し、耕種農家や畜産農家、小売・飲食業者などの協議会員が連携しながら生産に取り組んでいます。

令和5年度の播種面積は約21haで、令和7年度の目標面積は30haです。



また、市は飼料の地産地消による畜産物のブランド化を目指しており、そのための人材として、新たに子実とうもろこしの栽培を行う生産者の掘り起こしや、子実とうもろこしを利用する畜産農家とのマッチングなどを行う、地域おこし協力隊（以下「協力隊員」という。）を任命し、現在3名が活動されています。

協力隊員が協議会に所属し活動することにより、子実とうもろこしの栽培を通じ、市内農業生産法人への就業や独立就農で地域の担い手として活躍することを期待しています。

大畑技術顧問は、子実とうもろこし生産は、近年、省力化や機械化が進み、除草剤も普及してきたため、従来より取り組みやすくなっていると手応えを感じており、今後の生産拡大に期待を寄せています。



4条播種機

協議会では春播きに加え、夏播き（7月に播種）にも取り組んでおり、春播きは8月頃、夏播きは11月頃に収穫が予定されています。

# 山口県集落営農法人連携協議会通常総会・研修会開催

令和5年5月1日（月）、山口県セミナーパークにおいて、令和5年度第15回山口県集落営農法人連携協議会（以下「協議会」という。）通常総会・研修会が開催され、県内の集落営農法人などを中心に約130名が出席しました。

当協議会は、県内集落営農法人などの連携を強化し、経営の安定と発展を目指すことなどを目的に設立され、県内226の集落営農法人が加盟しています。

総会では、令和4年度の農業者団体や知事との意見交換などの活動報告があり、令和5年度にはマネジメント研修会の開催や働きやすい環境を整備し、従業員の定着率や満足度の向上に資することに重点的に取り組むことなどを決定しました。また、山口県集落営農法人優良経営体表彰団体の表彰も行われました。

総会後の研修会では、農事組合法人あいさいの里から農業体験や研修受入、中学生の職場体験などの学校支援等に係る実践報告、広島国税局からはインボイス制度の説明、中国四国農政局（担い手育成課）からは、インボイス制度への対応について説明が行われました。



右から：  
県知事賞 農事組合法人 あいさいの里  
組合長賞 農事組合法人 ファームつるの里  
協議会会長賞 農事組合法人 植柳ファーム



新会長に選出され、挨拶する  
秋本氏（（有）名田島農産代表）

インボイス制度のポイントや農業者の皆様にご留意いただきたいことを農林水産省ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

🔗 <https://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/inboisu.html>

## みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

みどりの食料システム法は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で令和4年に制定・施行されました。

農林漁業者は、環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができます。認定を受けることで設備投資の際の税制優遇が受けられるなどのメリットがあります。

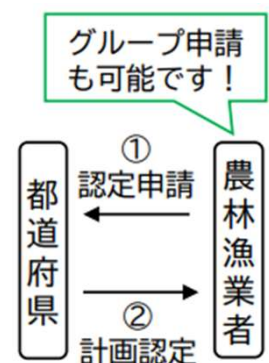
「環境負荷の低減」の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用・農業用プラスチックの排出削減 など

申請については、まずはお住まいの都道府県の機関にご相談ください！

農林水産省ホームページでみどりの食料システム法の認定について紹介していますので、ご覧ください。

🔗 <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>



©「News Letter」は、原則奇数月に発行しています。

編集：中国四国農政局 山口県拠点

〒753-0088 山口市中河原町6-16

TEL (083)922-5404 <農政局HP> <https://www.maff.go.jp/chushi/>

◆ニュースレターに関するアンケートにご協力ください。 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/nl180401.html>